

令和6年度第3回介護職員等によるたんの吸引等研修事業

1号・2号研修（不特定多数の者対象）及び追加研修（蟹江コース）受講者募集要項

1、研修の目的

施設・居宅・他事業所等介護現場において多職種連携のもと安全かつ適切にたんの吸引その他の必要な行為を行うことができる介護職員等を養成し、もって地域における介護マンパワー醸成の一助と成すことを目的とする。

2、主催・研修事業者

特定非営利活動法人介護研究会笑

〒497-0030 愛知県海部郡蟹江町宝三丁目 359 番地

TEL 0567-97-3581 FAX 0567-97-3582 E-mail syou@ark.ocn.ne.jp

3、研修内容

第1号・第2号研修（不特定多数の者対象）及び追加研修

4、研修場所・日程

別紙1「日程表」のとおり

5、定員

15名

就業先での「実地研修」が可能な方を優先的に選考する。

※ 就業先での医療的ケアを必要としている利用者の状況を勘案して選考する。

6、受講資格

①特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症対応型生活介護・有料老人ホーム・障害者（児）施設等、居宅サービス事業所等に勤務している介護職員等で本研修の全てのカリキュラムを受講できる者。

②たんの吸引等を必要とする利用者がある等、業務上本研修が必要な者。

7、受講申し込み

募集期間令和6年5月11日から令和6年5月15日（当日消印有効）までに郵送にて申し込みをする。

① 必要書類について

※喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）受講申込書

※「受講科目の一部免除」を希望の者は修了書の写し

② 郵送先について

〒497-0030

愛知県海部郡蟹江町宝三丁目 359 番地

特定非営利活動法人介護研究会笑（喀痰吸引等研修担当宛）

③ 受講決定の通知について

申し込み書類を確認の上、受講決定者には募集期間内に「受講可否通知」（可の方には受講料振込案内を含む）をファクスもしくは送付する。

④ 受講手続きの完了について

受講決定者は、研修開始までに受講料の振込み（開講日現金にての支払いも可）を行い、その確認をもって、受講手続きの完了とする。手続きの完了後はいかなる場合も返金はしない。

8、受講料及び科目の一部免除（業務規定より抜粋）

① 講義	55,000 円（税込み）（テキスト代別途）
② 演習	33,000 円（税込み） ※人工呼吸器装着者：非侵襲的人工呼吸療法による追加演習については別途 22,000 円（税込み）を要する
③ 実地研修	口腔内吸引・鼻腔内吸引・気管カニューレ内部吸引、 胃ろうまたは腸ろう経管栄養・経鼻経管栄養（以上 5 科目） 各 1 科目につき 33,000 円（税込み）（傷害賠償保険料 2,000 円別途） ただし、受講生の就業先および関係事業所において実地研修を行う場合は 1 科目につき 7,700 円（税込み）（傷害賠償保険料 2,000 円別途） ※実地研修のみ受講者は、知識・技術の確認のため別途受講料を要する 場合がある
④ 追加研修	人工呼吸器装着者：非侵襲的人工呼吸療法による口腔内吸引・鼻腔内吸引 および人工呼吸器装着者による気管カニューレ内部吸引（以上 3 科目） 各 1 科目につき 33,000 円（税込み）（傷害賠償保険料 2,000 円別途） ただし、受講生の就業先および関係事業所において実地研修を行う場合は 1 科目につき 7,700 円（税込み）（傷害賠償保険料 2,000 円別途）

※テキストとして中央法規出版刊「介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」を使用する。同書を当研修機関経由にて購入の場合は別途 2,200 円（税込み）を要する。

※障害賠償保険料については最低保険料の規定により受講人数によって実地研修日程の変更もしくは追加保険料が必要となる場合がある。

※補講については業務規定の定めにより、補講料金が発生する場合がある。

受講科目の一部免除	免除科目及び対象者	<p>ア 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア(実地研修を除く)の科目を履修した者 ⇒ (履修の範囲) 基本研修</p> <p>イ 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア(実地研修を含む)の科目を履修した者 ⇒ (履修の範囲) 基本研修及び実地研修</p> <p>ウ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者 ⇒ (履修の範囲) 基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」</p> <p>エ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」の研修(平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した者 ⇒ (履修の範囲) 基本研修(講義)、基本研修(演習) 実地研修(上記研修において修了した行為に限る)</p> <p>オ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について(平成23年10月6日老発第1006号第1号厚生労働省老健局長通知)に基づく研修を修了した者 ⇒ (履修の範囲) 基本研修(講義)(筆記試験に合格した者に限る) 基本研修(演習) 実地研修(上記研修において修了した行為に限る)</p> <p>カ 平成24年度以降に登録研修機関(1、2号)において、たんの吸引等研修を受講され、修了証(或いは一部履修証明書)を持つ者 ⇒ (履修の範囲) a 2号研修修了者 基本研修(講義)、基本研修(演習) 実地研修(上記研修において修了した行為に限る) b 一部履修証明書所持者 履修した科目</p>
	申込方法	受講申込書に修了証明書(もしくは一部履修証明書)の写しを添付

9、その他

詳細については別紙1「日程表」参照のこと。